

様式第 9 の 2（第18条関係）（昭60通産令33・追加、平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・一部改正）

CLAIMS

〔備考〕

様式第 1 の備考 1 から 4 まで、20 及び 21、様式第 1 の 2 の備考 1 及び 2、様式第 8 の備考 1 から 6 まで及び 10 並びに様式第 9 の備考 1 から 10 までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。